

西谷・曲師・出丸本地区統合再編検討委員会規程（案）

（目的）

第1条 西谷地区と曲師地区と出丸本地区（以下「西谷・曲師・出丸本地区という。」）は、持続可能な自治会運営のため、統合、再編に関わる課題等を整理し、区長の負担軽減等の課題解決に向けた検討を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 この会の名称は、西谷・曲師・出丸本地区統合再編検討委員会（以下「委員会」という。）とする。

（活動）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）統合、再編に関する課題の把握
- （2）統合、再編に関する情報の発信
- （3）統合、再編に関する協議
- （4）その他、統合、再編に関し必要な事項

（組織）

第4条 委員会は、代表、副代表及び委員をもって組織する。

（代表）

第5条 代表は、西谷・曲師・出丸本地区の区長の協議により西谷・曲師・出丸本地区の区長の中から選任する。

- 2 代表は、会務を総括する。

（副代表）

第6条 委員会に副代表を置く。

- 2 副代表は、前条第1項に規定により代表に選任された者以外の中から選任する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員）

第7条 委員は次の者をもって充てる。

- （1）西谷・曲師・出丸本地区の前年度区長
- （2）西谷・曲師・出丸本地区の班長

(3) その他、代表が必要と認める者

2 前項に規定する者で、やむを得ず委員となることができない場合には、当該地区の区長の判断により委員を除くことができるほか、当該委員の地区から当該地区の区長が認める者を充てることができる。

(任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、代表が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに代表があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

2 代表は、会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第11条 代表は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(事務局)

第12条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、総務課自治振興グループの者を充てる。

(補則)

第13条 この規定に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

1 この規定は、令和6年7月21日から施行する。